

○薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬部外品等

(平成九年三月二十四日)

(厚生省告示第五十三号)

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条第一項(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、製造又は輸入の承認を要しない医薬部外品として次のとおり指定し、及びその基準を次のように定め、平成九年三月三十一日から適用する。

薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬部外品等

(平一二厚告四〇八・題名追加、平一七厚劳告一七〇・改称)

| 製造販売の承認を要しない医薬部外品 | 基準 |
|-------------------|----------------|
| 清浄綿 | 厚生労働大臣が別に定める基準 |

改正文 (平成一七年三月三十一日厚生労働省告示第一七〇号) 抄
平成十七年四月一日から適用する。